

受動喫煙防止について

白井市では公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針（以下「指針」といいます。）を平成29年度に定め、市役所など公共施設での受動喫煙対策を進めてきましたが、令和元年度に実施した市民アンケートでは「路上における受動喫煙の機会があった」と回答した市民の割合が31.6%に及んでいました。駅周辺からは、受動喫煙に関する意見が市へ寄せられています。

国の令和6年度税制改正大綱においては、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前等における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体が積極的に取り組むよう、より一層促すこととする」とされています。

これを受けて市では、路上等における望まない受動喫煙を防止し、駅周辺での受動喫煙防止と分煙対策を推進するため、「1 受動喫煙防止に関する条例の新規制定」「2 重点区域の設定」「3 白井駅、西白井駅周辺への分煙施設の設置」を予定しており、この3つの対策について市民の皆様のご意見を伺います。

なお、検討にあたり、健康づくり推進協議会と商店会と自治会への説明を行い、ご意見を伺っています。

1 受動喫煙防止に関する条例の新規制定

市では既にある指針と併せて、路上等（私有地を除く）を中心に、受動喫煙防止に関する対策を行うための新規条例の提案を予定しています。新規条例は、「市民の望まない受動喫煙を未然に防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進すること」を目的とし、市内全域で路上等における受動喫煙を生じさせることがないよう努めることを定めるものです。

条例（案）の概要は次のとおりです。

条例（案）概要

（1）目的

望まない受動喫煙を未然に防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進する。

（2）市の責務

受動喫煙の防止に必要な施策を推進する。

（3）市民と事業者の責務

路上等における受動喫煙を生じさせることがないよう努め、市の受動喫煙防止施策に協力しなければならない。

（4）重点区域の指定

市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域（以下「重点区域」という。）を指定することができる。

（５）喫煙の禁止

市長が指定する重点区域内では喫煙をしてはならない。

（６）過料

市長が指定する重点区域内で喫煙した者は、過料に処する。

2 重点区域の指定

多くの人が行き交う白井駅、西白井駅周辺のロータリーを中心に、概ね半径200mの範囲内を、重点的に受動喫煙を防止するために喫煙を禁止する区域に指定することを予定しています。禁止区域に指定する場合、監視員により巡回することを予定しています。

新規条例（案）と指針による受動喫煙防止対策は下表のとおりです。

<新規条例（案）と指針による受動喫煙防止対策の全体像>

	新規条例（案）		指針
規制範囲	市内の路上 ※私有地を除く	駅周辺の路上（重点区域として指定） ※私有地を除く	市が所有又は管理する公共施設とその敷地 （対象施設） 公立保育園、市営駅前駐輪場、市立小学校・中学校、市庁舎、保健福祉センター、文化センター、市内センター、老人福祉センター、農業センター、障害者支援センター、学校給食共同調理場、白井市民プール、高齢者就労指導センター、都市公園の一部
規制内容	受動喫煙を生じさせることがないよう市民及び事業者の努力規定を設ける。	喫煙を禁止する。	喫煙を禁止する。
罰則	なし	指定する場所（分煙施設）以外の重点区域内での違反行為に対して、過料に処する。 ※一定期間は、監視員の指導に従わなかった場合に、過料に処する。	なし

3 白井駅、西白井駅周辺への分煙施設の設置

受動喫煙の防止を図るとともに、喫煙者の権利を尊重するため、重点区域に分煙施設を設けることを予定しています。

(1) 設置予定場所（現在検討中）

白井駅、西白井駅のロータリー周辺 計2か所

4 スケジュール（予定）

令和6年	12月	受動喫煙防止に関する条例（新規）の議案提出	条例公布
令和7年	1～6月	条例・重点区域の周知期間	
令和7年	6～7月	条例施行、分煙施設設置、駅周辺の巡回実施	